

地域防犯及び道路・河川施設 の損傷等に関する協定書

社団法人神奈川県測量設計業協会横浜支部
一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会
横浜市地質調査業協会
横浜市補償コンサルタント協会
横浜市道路局

協 定 書

社団法人神奈川県測量設計業協会横浜支部（以下「甲」という。）、一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、横浜市地質調査業協会（以下「丙」という。）及び横浜市補償コンサルタント協会（以下「丁」という。）と横浜市道路局（以下「戊」という。）は、地域の防犯力向上並びに道路・河川施設等の不具合を早期に発見し、市民の安全・安心に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市管理地における犯罪と道路・河川施設の損傷等による事故の未然防止を図るため、甲・乙・丙・丁及び戊が連携し、市民生活の安心感を高めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 甲・乙・丙・丁が、横浜市管理地において行う地域防犯の活動内容は、次の事項とする。

（1）地域防犯活動

- ① 原則として測量や各種調査の作業時間帯に、設置する立看板・カラーコーン並びに社有車・ヘルメットに防犯ステッカーを貼付し、見守りや声かけなどを実施する。
- ② 不法投棄や落書き等の防止に向けた監視を行い、発見した場合は土木事務所等の関係機関へ報告する。
- ③ 通学路等の死角箇所や不審者等を見つけた場合は警察等へ通報する。

（2）損傷箇所の報告

道路・河川施設に不具合箇所を発見した場合は、関係機関へ報告する。

（連携協力）

第3条 甲・乙・丙・丁及び戊は、次の事項について相互に連携協力する。

（1）甲・乙・丙・丁の実施する事項

- ① 甲・乙・丙・丁は、会員及びその職員に対し、本協定の趣旨を周知する。
- ② 甲・乙・丙・丁は、就業中に刑犯罪と思われる現場を発見した場合には、その内容を最寄りの交番に通報する。
- ③ 甲・乙・丙・丁は、道路・河川施設の損傷箇所を発見した場合には、所管の土木事務所へ連絡する。

（2）戊の実施する事項

- ① 戊は、前項に係る情報提供を受けたときは、事件・事故防止に努める。
- ② 戊は、甲・乙・丙・丁の実施する防犯に関する啓発活動に対し、支援・協力を行う。

(年度報告)

第4条 甲・乙・丙・丁は、年度末の翌月までに、防犯活動、通報件数及び情報提供数について戊に報告する。

(秘密の保持)

第5条 戊は、甲・乙・丙・丁の情報提供者の氏名及び住所等の個人情報について開示する場合は、甲・乙・丙・丁の承諾を得るものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙・丙・丁・戊が協議し決定する。

(実施日)

第7条 この協定は協定締結日から実施する。

協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 21年 9月 28日

甲 横浜市西区花咲町六丁目145番地
株式会社創和測量コンサルタンツ内
社団法人神奈川県測量設計業協会横浜支部
支部長

関本親義

乙 横浜市西区桜木町七丁目45番地
株式会社コーセツコンサルタント内
一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会
会長

山本 泉

丙 横浜市神奈川区栄町22番地9
株式会社ソイルシステム内
横浜市地質調査業協会
会長

矢崎慎治

丁 横浜市中区日本大通18
株式会社用地内
横浜市補償コンサルタント協会
会長

樋口 晋夫

戊 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市 道路局長

山下 博